



〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野 2 番地 ☎(0768)26-1661 特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービス、訪問介護、居宅介護支援、在宅介護支援、配食サービス、通所介護相当サービス、訪問介護相当サービス、通所型サービスC

〒928-0062 石川県輪島市堀町 9 字 25 番地 ☎(0768)23-4165

認知症対応型通所介護、訪問入浴介護、居宅介護支援、在宅介護支援、通所型サービスA
しせつの窓口(輪島市宅田町)、グリーンカフェ(認知症カフェ)、健康づくり教室、懐かしの映画上映会、無料相談、認知症に関する相談



■石川緊急事態宣言の解除

- ・石川緊急事態宣言の解除を受け、特別養護老人ホームの入居者へのご面会は感染対策を図りながら再開いたします。面会については事前に電話(0768-26-1661)での問い合わせにより予約を取った上でご来園ください。
- ・皆様のご協力の程よろしくお願いいたします

■総合防火訓練



日中総合防火訓練

令和3年5月27日に実施

訓練内容

- 初期消火訓練
- 避難誘導訓練
- 通報訓練
- 職員連絡網の確認
- 非常持ち出し

などの総合的な訓練を行いました。

安全確認を行いながら避難誘導行う職員



■介護給付費算定について

特別養護老人ホームと短期入所センターは、介護給付費算定において新たに「安全対策体制」「看護体制加算」の申請を行いました。皆さまのご理解をお願いいたします。

1) 特別養護老人ホーム 安全対策体制 あり R3.6.1～

1日当たりの利用料金[単位×10.00円(級地区分)]

加算名	単位数	利用料金 (×10.00円)	自己負担額		
			1割	2割	3割
安全対策体制加算(初日のみ)	20単位/日	200円	20円	40円	60円

2) 短期入所センター 看護体制加算(Ⅰ) あり R3.7.1～ 看護体制加算(Ⅱ) あり R3.7.1～

1日当たりの利用料金[単位×10.00円(級地区分)]

加算名	単位数	利用料金 (×10.00円)	自己負担額		
			1割	2割	3割
看護体制加算(Ⅰ)	4単位/日	40円	4円	8円	12円
看護体制加算(Ⅱ)	8単位/日	80円	8円	16円	24円

看護体制加算(Ⅰ) 常勤の看護師の配置あり 看護体制加算(Ⅱ) 基準を上回る看護職員の配置あり

■居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)について

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けられておられる方の場合、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

令和3年8月1日から基準となる額面と新たにご負担いただく金額が変わります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

特別養護老人ホームの場合

■ 令和3年7月31日まで

(日 額)

対象者		区分 利用者負担	居住費		食費
			多床室	従来型個室	
生活保護受給の方		段階 1	0円	320円	300円
世帯全員が	市町村民税非課税の老年福祉年金受給の方				
	市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下の方	段階 2	370円	420円	390円
	市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超の方	段階 3	370円	820円	650円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		段階 4	855円	1,171円	1,392円

■ 令和3年8月1日から

(日 額)

対象者		区分 利用者負担	居住費		食費
			多床室	従来型個室	
生活保護受給の方		段階 1	0円	320円	300円
世帯全員が	市町村民税非課税の老年福祉年金受給の方				
	市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下の方	段階 2	370円	420円	390円
	非課税かつ本人年金収入等が80万円超120万円以下	段階 3 ①	370円	820円	650円
	非課税かつ本人年金収入等が120万円超	段階 3 ②	370円	820円	1,360円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		段階 4	855円	1,171円	1,445円

短期入所の場合

■ 令和3年7月31日まで (日 額)

対象者		区分 利用者負担	居住費	食費
			多床室	
生活保護受給の方		段階 1	0 円	300円
世帯全員が	市町村民税非課税の老年福祉年金受給の方			
	市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下の方	段階 2	370円	390円
	市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超の方	段階 3	370円	650円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		段階 4	855円	1,392円

■ 令和3年8月1日から (日 額)

対象者		区分 利用者負担	居住費	食費
			多床室	
生活保護受給の方		段階 1	0 円	300円
世帯全員が	市町村民税非課税の老年福祉年金受給の方			
	市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下の方	段階 2	370円	600円
	非課税かつ本人年金収入等が80万円超120万円以下	段階 3 ①	370円	1,000円
	非課税かつ本人年金収入等が120万円超	段階 3 ②	370円	1,300円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		段階 4	855円	1,445円

参考 厚生労働省

介護保険施設における負担限度額が変わります

令和3年8月1日から

○介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得の方への助成（補足給付）を行っています。

※補足給付は、世帯全員（別世帯の配偶者を含みます）が市町村民税非課税の場合が対象です。

○令和3年8月から、在宅で暮らす方の食費・居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から、一定額以上の収入や預貯金等をお持ちの方には、食費の負担額の見直しを行います。

Q どのような改正がおこなわれるのですか？

A ① 認定要件である預貯金額が、以下のとおり変わります。

なお、今回の見直しで補足給付の対象外となる方も、預貯金額が減少して、認定要件を満たすこととなった場合には、申請により負担軽減の対象となります。

	R3.7月まで	見直し後(R3.8月～)
年金収入等≦80万円以下(第2段階)	単身 1,000万円	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)	夫婦 2,000万円	単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等 120万円超(第3段階②)		単身 500万円、夫婦 1,500万円

※公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）+その他の合計所得金額。

② 介護保険施設入所者・ショートステイ利用者の食費（日額）の負担限度額が変わります。

なお、居住費の負担限度額は、変更ありません。

	施設入所者		ショートステイ利用者	
	R3.7月まで	見直し後(R3.8月～)	R3.7月まで	見直し後(R3.8月～)
年金収入等≦80万円以下(第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等 80万円超120万円以下(第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等 120万円超(第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

補足給付の対象ではない方※

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。

※食事の提供に要する平均的な費用の額（基準費用額）は、1,392円→1,445円（日額）に変わります。
（注）生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等（第1段階）の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。



Q 「預貯金等」にはどのようなもの含まれますか。また、どのように確認するのでしょうか？

A 預貯金等に含まれるものは、以下の表のとおりです。負債（借入金・住宅ローンなど）は、預貯金等の額から差し引いて計算します。
申請書に預貯金や負債額を記載していただくとともに、以下の表の「確認方法」に記載の添付書類等を付けていただくこととなります。その上で、保険者が必要に応じて、金融機関等に照会を行います。

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金(普通・定期)	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写し可)
金・銀(積立購入を含む。)など、 購入先の口座残高によって時価評価額 が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写し可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写し可)
現金	自己申告

※預貯金等に含まれないものとしては、生命保険、自動車、腕時計、宝石などの時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財などがあります。

※不正に受給した場合には、それまでに受けた給付額に加え、最大2倍の加算金（給付額と併せ最大3倍の額）を納付していただく場合があります。

Q 介護保険制度における食費・住居費の負担が重く、生活が苦しくなるのですが…

A 以下の負担軽減措置の対象となる場合がございます。詳細はお住まいの市区町村にお尋ねください。

食費・居住費の特例減額措置	社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業
①2人以上の市町村民税課税世帯の方 ②世帯の年間収入から施設の利用者負担(介護サービスの利用者負担、食費・居住費)の見込額を除いた額が80万円以下 ③世帯の預貯金等の額が合計450万円以下 ④介護保険施設に入所し、現在補足給付を受けていない ⑤日常生活に供する資産以外に資産がない ⑥介護保険料を滞納していない	以下①～⑤の要件を全て満たす方等のうち、生計が困難な方として市町村長が認めた方。 ①世帯の年間収入が150万円以下(世帯員1人ごとに50万円を加算)で市町村民税非課税世帯 ②預貯金等の額が合計350万円以下(世帯員1人ごとに100万円を加算) ③日常生活に供する資産以外に資産がない ④親族等に扶養されていない ⑤介護保険料を滞納していない ※事業を実施していない社会福祉法人等もございます。



■屋内消火栓使用訓練



- ・屋内消火栓の使用方法、取り扱いの説明を聞く職員
- ・屋内消火栓とスプリンクラーは連動しており屋内消火栓とスプリンクラーで消火活動を行うことになります



・屋内消火栓の放水訓練

実際に消火栓から放水して水圧やホースの操作方法などを学びました

社会福祉法人 輪島市福祉会 職員募集

介護職員 3名、介護補助職員 若干名、作業職員 若干名、機能訓練指導員 2名、
看護師及び准看護師 2名 随時募集をしております

下記までご連絡ください

〒929-2378 石川県輪島市三井町小泉上野2番地

社会福祉法人輪島市福祉会 電話 0768-26-1661 FAX 0768-26-1751 atenoki@skyblue.ocn.ne.jp